

第九酒 精

(美) 八

(一) 性 狀

無色透明の液體で一種の香氣があり、點火すれば良く燃焼します。

(二) 作 用

皮膚に塗れば速かに揮散し冷かさを感じ且つ汗の分泌を減じます。而して酒精は蛋白質を凝固する爲めに殺菌の效果があります。

第十蕃 椒 丁 幾

(一) 性 狀

赤黄色の液體で非常に辛い味を有してゐます。

(二) 作 用

皮膚を刺戟して毛母の榮養を良くする作用があります。

第十一 カンタリス丁幾

(一) 性 狀

黄褐色の液體で同容量の水を加うれば濁ります。

(二) 作 用

皮膚に塗りますと皮膚を強く刺戟して水泡を作ります。毛生薬に用ひられます。

第十二 炭酸カリウム

(一) 性 狀

白色顆粒狀の粉末で水分を吸収する性質が強くなります。

(二) 作 用

薄き水溶液は皮膚を軟かにし且つ脂肪類を鹼化する性質がありますから、脂肪過多症の者の皮膚を清潔にする爲に用ひられます。

第十三 炭酸マグネシア

(一) 性 狀

白色の粉末で水には殆んど溶けません。熱すると煨製マグネシアとなります。

(二) 作 用

制酸作用があります。美容材料品としては粉白粉の原料となります。

第十四 澱 粉

白色無味無臭の粉末で美容材料品としては白粉等の原料となります。

第十五 トラガント

アストラガルス屬植物の幹から取った白色粘性の固りで化粧液の原料に使用されます。

第十六 動物性脂肪

美容材料品の原料となる動物性脂肪の主なるものは次の如くであります。

- (1) 牛脂、半の脂肪より製したもので石鹼の原料に用ひます。
- (2) 豚脂、豚の脂肪より製したもので石鹼の原料に用ひます。
- (3) ラノリン、羊毛より製したもので「ボマード」の原料に用ひます。

第十七 植物性脂肪

美容材料品の原料となる植物性脂肪の主なるものは次の如くであります。

- (1) 椿油、椿の種子より製したもので香油として用ひられます。
- (2) オリブ油、「オリブ」の種子より製したもので石鹼、香油、「ボマード」の原料として用ひます。

- (3) ヒマシ油、「ヒマシ」の種子より製したもので「ボマード」の原料として多く用ひられます。

第十八 礦物性油

美容材料品の原料となる礦物性油は次の如きものであります。

- (1) 「ワセリン」石油より製したもので「ボマード」「クリーム」の原料に使用されます。
- (2) 「パラフィン」石油より製したもので「ボマード」「クリーム」の原料に使用されます。

第二章 美容材料品

第一 石 鹼

(一) 成分

石鹼の重なる成分は「脂肪」と「アルカリ」であります。脂肪には牛脂、豚脂等の動物性脂肪や、亞麻仁油、オリブ油等の植物性脂肪が用ひられ「アルカリ」

には苛性曹達又は苛性加里が用ひられます。
例へば脂肪類に苛性曹達を加へ熱すれば脂肪中の脂肪酸と苛性曹達中の曹達とが化合し脂肪酸曹達即ち石鹼となるのであります。

(二) 種類

A 硬さによる區別

1 硬性石鹼 牛脂又は豚脂と苛性曹達とを以て製したもので、質が硬く、粉末石鹼の如きも此の種に屬します。此の硬性石鹼は曹達を用ひて製しますから「曹達石鹼」とも云ひます。

2 軟性石鹼(シャンプークリーム)

亞麻仁油、又はオリブ油等と苛性加里とを以て製したもので、泥状で水に溶け易く多量の泡を生じ、頭髮の洗滌に多く使用されます。又之れを苛性加里を用ひて製しますから「カリ石鹼」とも云ひます。

3 水石鹼 石鹼を酒精や芳香水等で溶かしたものであります。

B 用途による區別

- 1 化粧石鹼
- 2 洗濯石鹼
- 3 薬用石鹼

(三) 效用

石鹼を美容材料に用ふるのは皮膚や毛髪を清潔にする爲であります。

石鹼は水に逢ひますと加水分解により「アルカリ」を遊離して其の「アルカリ」が皮膚に附着してゐる脂肪を溶かし、夫れが爲に水が直接に皮膚に觸れて皮膚を軟かに致します。且つ摩擦によつて出来る泡の爲に附着してゐる不潔物が除去されて清潔となります。

(四) 不良石鹼

美容材料として用ふる石鹼の中で不良なるものとは「遊離アルカリ」のあるものであります。

「遊離アルカリ」があると其の「アルカリ」は皮膚の水分を奪つて乾燥させます夫れが爲に皮膚の光澤はなくなり皸裂を生じ、烈しき時は濕疹を生じます。又毛髪も光澤が無くなり赤毛となり又は白髪となり易くなります。

(五) 不良石鹼の検査法

不良石鹼即ち「遊離アルカリ」の存在するか否かを検するには次の如き方法があります。

1 舌の尖端で石鹼を嘗めてピリ／＼刺戟する場合。

2 お湯の中で泡立ちの少ない場合。

3 「フェノールフタレイン」一瓦を酒精三瓦の中に溶かし、此の中に検査せんとする石鹼を少し入れ赤色を呈した場合。

以上の場合は「遊離アルカリ」のある證據で不良石鹼であります。

第二洗粉

(一) 成分 主なる成分は澱粉質で夫れに石鹼末とか硼砂等を配合したものであります。又は白大豆、白小豆を粉末とし主成分とすることもあります。

(二) 效用 石鹼と同じく皮膚、毛髪を清潔にする效能がありますが、石鹼と比較すると石鹼は「アルカリ」の爲に皮膚を溶かし洗滌の目的を達するのでありますから、時によると皮膚を溶かし過ぎて却つて皮膚を

荒すこともありませんが、洗粉は脂肪分を含んでゐるから却つて皮膚を滑かにする作用があります。故に脂肪の少ない人又は荒れ症の人の使用に適します。勿論皮膚、毛髪を清潔にする効果に於ては石鹼の方が勝つてゐます。

(三) 製法の一例

メリケン粉	一五〇、〇
澱粉	三〇、〇
硼砂	二、〇
石鹼末	三、〇
粉ミルク	三、〇
香料	適宜

第三糠

(一) 成分 糠は玄米の被膜で蛋白質、澱粉、脂肪を含んでゐます。

(二) 效用 糠は洗粉と同じく皮膚の垢を落し皮膚を滑かにする作用があります

(三) 使用上の注意

砂を混じて精白した米の糠、即ち混砂米の糠は砂を混じてゐる爲に皮膚を傷ける恐れがありますから、美容材料品として使用してはならぬ。

第四 白粉

(一) 成分 白粉の主なる成分は「亜鉛華」であります。

1 粉白粉 亜鉛華に滑石末、炭酸「マグネシア」等を加へ、夫れに香料を加へたものであります。

「パウダー」の如きも粉白粉の一種であります。

○粉白粉の一例

亞鉛華	五〇、〇
澱粉	五〇、〇
滑石末	二〇、〇
炭酸「マグネシア」	五、〇
香料	適宜

○タルカンパウダー

これは滑石末を主として製したるものであります。

滑石末	一〇、〇
硼酸末	五、〇
酒精	三、〇
香料	適宜

2 煉白粉 粉白粉に「グリセリン」「ワゼリン」等を混じて煉つたものであります。

○煉白粉の一例

亞鉛華	一〇、〇
滑石末	二、〇
炭酸「マグネシア」	二、〇
ワゼリン	〇、四
グリセリン	二、〇
蒸餾水	八、〇

香料

適宜

3 水白粉 煉白粉に更に水を加へて薄めたものであります。

(二) 效用

皮膚に塗つて皮膚の色を白く美しくする效能があります。

「バンダー」は「汗知らず」として皮膚の糜爛を防ぐ爲に用ひ、又は皮膚の濕りをとる爲に用ひます。

(三) 使用上の注意

1 白粉を濃く塗る時、即ち厚化粧する時は汗腺や皮脂腺の分泌を妨げ、又白粉の主成分たる亞鉛華が皮膚を乾かし皮膚を荒らしますから、時々充分洗つて皮膚の作用を妨げない様にしなければなりません。

2 鉛を含む白粉は鉛中毒を起す危険がありますから使用してはなりません。

〔鉛の検査法〕

白粉を試験管に入れ水を加へてよく振り混ぜ、之に硫化「アムモニウム」を滴下すると鉛を含むときは黒色又は褐色に変化します。

(四) 鉛中毒の症状

A 使用者の中毒症状

1 皮膚は荒れ褐色の斑点が出来、俗に之れを「白粉焼」と云ひます。

2 食欲は進まず従つて身體は衰弱し、齒齦は糜爛し口内悪臭があります。而して手は震ひ自由に運動が出来なくなりす。

B 乳児の中毒症状

鉛を含む白粉を使用する母親が乳児に授乳する時、又は入浴時等に乳児の身體に鉛が入り乳児は鉛中毒を起し、夫れが爲めに腦膜炎を呈して死亡致します。

第五 化粧水

(一) 成分及び種類

1 果實又は花の汁に薬品を混じて製したるもの、之れを「天然化粧水」と云ひます。又「水」も天然化粧水の種類であります。

2 化學的に薬品を配合して製したるもの、之れを「人工化粧水」と云ひます。

(二) 效用

- 1 皮膚を柔軟にし生地や艶を良く致します。
- 2 皮膚の色を白くし且つ皺を豫防致します。

(三) 化粧水製法の一例

1 「ヘチマ」水 之れは天然化粧水の一種で「ヘチマ」の莖を根元から二尺位の處から切り、其の切口を瓶の中に挿し込んでおくと一夜の中に五合位の「ヘチマ」水が出来ます。

2 ベルツ水 之れは人工化粧水の一種で左の處方で製します。

苛性加里	〇、五
グリセリン	二五、〇
酒精	二五、〇
蒸餾水	五〇、〇
香料	適宜

3 濃厚化粧水(水クリーム)

「トラガント」	七、〇
硼砂末	七、〇
炭酸「カリウム」	四、〇
「グリセリン」	五〇、〇
酒精	四〇、〇
水	一二〇、〇
香料	適宜
色素	適宜

濃厚化粧水は弱「アルカリ」性で殺菌防腐の力があり、且皮膚を粘滑、柔軟にする働きがあります。

第六 クリーム

(一) 成分

クリームの主なる成分は脂肪であります。

(二) 種類

1 「コールドクリーム」(油性クリーム)

これは脂肪としてワゼリン、牛脂、豚脂等を用ひて製したるもので、顔に塗ると顔に附着してゐる垢を吸ひとり清潔にする效能がありますが「ベタツク」ので直ちに拭ひとらなければ衣服を汚す缺點があります。

2 「パニシングクリーム」(乾性クリーム、無脂肪性クリーム)

これは脂肪酸を用ひて製したもので「コールドクリーム」の如くべたつかざる利益があります。主として「ステアリン」酸に「グリセリン」を混和して製したもので、皮膚を和らげ白粉の伸びをよくしますから「白粉下」として用ひます。又白粉を洗ひ落した後に用ひて皮膚の生理的作用を助けます。即ち皮膚を保護する作用があります。

3 其の他中間「クリーム」「マツサージクリーム」等があります。

(三) 效用

皮膚を清潔にし皮膚の荒れを止め、弾力を増す働きがあります。即ち皮膚を保護する效能があります。

第七 香 油

(一) 種類 香油には「水油」と煉油との二種あります。

(1) 水油としては椿油が最も良いもので、其の他に山茶花油、オリーブ油、ヒマシ油等の植物性の油に香料を加へて製したもので動物性、礦物性の油は用ひません。

(2) 煉油には動物性及び礦物性の油を使用し夫れに香料を加へ製したもので、昔の髪附油は煉油の硬度の強いものであります。現今では軟性に製し「ボマード」と稱して使用してゐます。

(二) 效用

(1) 毛髪の艶を良くして美しくし且つ毛髪の栄養を助ける效能があります。

(2) 水油は特に皮膚を滑かにし櫛などによる損傷を防ぎます。

(3) 煉油は特に粘着力がある爲めに髪を形を整へる效能があります。

(三) 香油使用上の注意

(1) 礦物性の油のものは毛髪を赤くし且つ折れ易くする傾きがあるから、成る

可く植物性の油のものを使用するのが良いのであります。殊に樟油の如きは最も良いのであります。

(2) 植物性のものでも餘り古きものは毛髪を赤くする傾きがあるから注意せなければなりません。

(3) 香油の良否検査法

イ、鑛物性油の混じたものは横から透かして見ると石油の如き青い光澤があります。

ロ、香が良くて粘りの少ないのは鑛物性油を含んでゐるものに多いのであります。

ハ、燃やして油煙の多いのは鑛物性油を含んでゐる證據であります。

第八毛 生 液

(一) 成分

毛生液の主成分は「カンタリス」又は其の代用品であります。

(二) 效用

「カンタリス」は皮膚を刺戟する薬でありますから、夫れが爲めに皮膚は充血し毛母の榮養を良くし毛が生えて來るのであります。

第九 脂(紅)

(一) 成分

紅の主成分は「カルミン」であります。有毒の色素を用ふる事は危険で最も良いのは植物の「べにのはな」の花弁より製したものであります。

(二) 種類

紅には「口紅」と「頬紅」とあります。

(三) 處方例

- カルミン 二六、〇
- アラビヤゴム 三七、〇
- 水 七、五

第十 黛

(一) 成分

主成分は油煙、桐炭等であります。

- (二) 種類 「粉狀」と「煉狀」との二種があります。
- (三) 處方例

油煙	五、〇
ワゼリン	二〇、〇
白蠟	三〇、〇
滑石末	五、〇
カ、オ脂	六、〇
香料	適宜

第十一 染毛劑

染毛劑とは普通に云ふ白髪染めの藥のことで、之れには有機物に觸れて黒色に變化する性質の藥を用ふるであります。夫れには硝酸銀、焦性没食子酸、醋酸鉛、蒼鉛「パラフェニールンヂアミン」等で殊に近年は「パラフェニールンヂアミン」が多く使用されます。

- (一) パラフェニールンヂアミンの染毛法

パラフェニールンヂアミンには「パラミン」又は「レンザミン」等の別名があります。

(イ) 處方

第一液	パラフェニールンヂアミン	三、〇
	生麩(又は澱粉)	七、〇
	蒸餾水	一〇〇、〇
第二液	過酸化水素液	一〇、〇
	蒸餾水	五、〇

(ロ) 染毛法

「パラフェニールンヂアミン」と生麩(又は澱粉)と蒸餾水とを混じて重湯煎の上で加熱し攪拌すると糊の様に粘りが出て來ます。其の時に重湯煎からおろして冷却し第二液を加へて混合し、之れを皮膚につけぬ様に塗りつけるのであります。而して夏季は三十分位、冬季は一時間位乾かし夫れから洗粉又は石鹼で洗ひます。

(ハ) 「パラフェニールンヂアミン」の性質

無色針狀の結晶で染毛劑として用ふるのは黄褐色の塊であります。此の薬の水溶液は粘り氣がありませんから澱粉や生麸を混合して粘着力をつくります。而して此の薬は空氣殊に光線にあたりますと次第に黒色となる性質があります。

(ニ) 「パラフェニールンヂアミン」の中毒症狀

頭部の皮膚に濕疹を生じ(俗にカブレ)甚しき時は顔面にまで擴がり、時に腎臟炎を起すことがあります。之れが豫防には必ず生麸を加へることであります。生麸は粘着力を作ると同時に中毒の豫防となるのであります。

(二) 硝酸銀製劑による染毛法

(イ) 處方

第一液	酒精	一〇〇、〇
蒸餾水		三五〇、〇

焦性沒食子酸

一〇、〇

第二液 硝酸銀

一五、〇

蒸餾水

一〇〇、〇

アンモニア水

四〇、〇(位)

(ロ) 染毛法

第一液を毛髪に塗り十分位経過した後第二液を塗り乾かした後石鹼で洗ふのであります。

(三) 「パラフェニールンヂアミン」と硝酸銀製劑との比較

(イ) 硝酸銀製劑で染毛をするのは手數が多く硝酸銀が技術者の手に附く時は手の皮膚が黒色となり、且つ此の薬で染色した毛は反射光線によつて灰色又は緑紫色に見え毛の自然色を現はさない缺點があります。

(ロ) 「パラフェニールンヂアミン」で染色する時は毛の自然色に近く美麗であります。然し皮膚の抵抗力の弱き人は中毒症狀を起す缺點があります。

(四) 染毛劑の必要な條件

染毛劑を使用する時はなるべく左の條件にあてはまる様なものを選び可きであります。

- (イ) 毛の自然色に近く染まるもの
- (ロ) 脱色せぬもの
- (ハ) 毛髪身體に無害なもの
- (ニ) 使用上簡便なもの
- (ホ) 價の安きもの

第十二 香水

(一) 香水の效用
芳香を以て人に良き感じを與へる效能があります。

(二) 香水の製法
香水の製法には二種ありまして、一つは芳香のある植物より取つた油、即ち薔薇油、バイオレット油、ベルガモット油、丁香油、等を酒精で薄めたものであります。一つは化學的に色々な藥品を混合して製したものであります。

(三) 香水に對する注意

- (イ) 香水は油の成分の多き程而して天然の匂ひに近く始めから終りまで匂ひの變らないものが良き香水で、油が少く酒精や蒸餾水の多きもの程即ち薄きもの程悪しき香水であります。
- (ロ) 香水を振つて泡が小さく而して永く消えない時は油の成分の多き證據で良き香水でありますが、反對に泡が大きく消え易い時は悪しき香水であります。

第十三 フケ取香水

(一) フケ取香水の目的
雲脂は頭部の皮膚の表皮が脱落し來るもので、此の雲脂は毛髪を害さない様に静かに抑へつけ而して毛髪を滑澤ならしむる目的であります。

- レゾルチン 一、〇
ヒマシ油 五〇、〇

薄荷油	〇、五
酒精	二五〇、〇
蒸餾水	二〇〇、〇
香水	適宜

フケ取香水の主として働くのは「レゾルチン」であります。

第十四 頭髮香水

(一) 種類 頭髮香水には次の如き種類があります。

- 1 ベーラム
- 2 オーデキニレ
- 3 ヘヤートニツク
- 4 ヘヤーローション

(二) 目的

頭髮香水は養髮化粧品であつて皮膚に軽き刺戟を與へ毛母の榮養を良くし、毛髮の發育を良くする目的に使用します。又フケ取香水として使用することもあります。

(三) ベーラム

ベーラムは頭髮香水中最も多く使用されるもので次の如き處方で製せられます。

サリチール酸	二、〇
蕃椒丁幾	六、〇
薄荷油	〇、六
酒精	三〇〇、〇
香料	適宜

(油一、〇 クマリン〇、三)

美容術營業の關係法令解説

はしがき

一、美容術營業の關係法令の説明を、できるだけむだを避けて、できるだけやさしく而して効果のあがるやうにと思つて書いた。

一、本文のうち、第三條として、片假名をまじへて書いたのは規則の條文である。

(大意)として書いたのは、規則のあらましのわけである。

(註釋)として書いたのは、規則に關して、特に氣を付けたいと思ふことである。

(語釋)として書いてあるのは、規則のなかで、むづかしいと思はれる字のわけである。○の下にすぐ書いてあるのが規則の中の字で、其の下に書いてあるのが、其の字のわけである。

一度書いた字のわけは、二度と書いてない。たいていの條文について(大意)と(註釋)と(語釋)とを書いたが、特に必要でないと思はれたものや消毒、生理衛生、美容材料品等に關する知識として容易にわかるものは、はぶいてある。

美容術營業の關係法令解説

緒論

美容術營業の關係法令といふのは、美容術營業に關係のある規則のことである。どの規則が美容術營業に關係ある規則であるかといへば、美容術營業取締規則、結核豫防に關する規則「トラホーム」豫防に關する規則、癩の豫防に關する規則等をいふのである。

此のうち一番大切なのは美容術營業取締規則である。此の規則は全部にわたつて、よくわかつてゐなければならぬ。此の外の規則は美容術に關係のあるところを知つてゐればよいので、その全部を知らなくともよい。

本論

一、美容術營業取締規則

美容術營業取締規則は、警視廳で定めた規則である。昭和五年七月に警視廳令第二十一號といふ番號で定められたのである。此の規則の定められた前も同じなまへの規則があつたけれども、其の定められた内容が現在の規則とちがつてゐた。

此の規則は警視廳で定めた規則であるから東京府のうちで美容術に關する仕事をする者を主に取締るものである。他の廳、府、縣即ち北海道や大阪府や或は神奈川県如きところでは、それ／＼別の取締規則があるのである。

此の規則は昭和五年に定められたものであるが、その後規則の一部が改められた。これから後も多少改められることがあるかもしれないから、取締を受くる人等は注意してゐる必要がある。

美容術營業取締規則

(昭和五年七月廳令第二十一號
昭和六年六月廳令第二十三號(イ)改正
昭和七年十一月廳令第四十一號(ろ)改正)

第一條 本令ニ於テ美容術營業ト稱スルハ頭髮、鬚髯ノ剪剃、結髮、美毛術、美爪術
又ハ美顔術ヲ爲ス營業ヲ謂フ(ろ)

(大意) 此の規則で美容術營業といふのは頭髮、鬚髯の剪剃、結髮、美毛術、美爪術
又は美顔術を爲す營業をいふのである。

(註釋) 普通美容術營業といふ言葉は右のやうにはつきり用ひられてゐないが、此の
規則でははつきり定めてゐるのである。規則では此のうちの仕事を一つだけやつても
やはり美容術營業と認められる。

(語釋) ○頭髮 かみの毛 ○鬚 くちひげ、あごひげ ○髯 ほほひげ ○結髮
かみゆひ ○美毛術 毛を美しくするわざ ○美爪術 爪を美しくするわざ ○美顔
術 顔を美しくするわざ ○營業 くらしをするために、同じことを、くりかへしす
ること。

第二條

標準美容學

第二條 本令ニ於テ所轄警察署ト稱スルハ營業所所在地所轄警察署ヲ謂フ

(大意) 此の規則で所轄警察署といふのは營業所のあるところを取締つてゐる警察署をいふ。

(語釋) ○所轄警察署 取締つてゐる警察署 ○稱す いふ ○營業所所在地 しごとをする場所のあるところ。

第三條

第三條 美容術營業(以下單ニ營業ト稱ス)ハ本令ニ依ル美容術試験(以下單ニ試験ト稱ス)ニ合格シタル者ニシテ自ラ營業ヲ管理スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ試験ニ合格シタル者ヲシテ營業ヲ管理セシムルトキハ此ノ限ニ在ラズ營業ノ管理ハ一人一營業所ヲ超ユルコトヲ得ズ

(大意) 美容術營業は此の規則によつて行つた美容術試験に合格した者で、自分で其の營業を管理する者でなければ之を爲すことが出来ない。けれども試験に合格した者を使つて之を管理せしめれば自分が試験に合格しなくともさしつかへがない。

(註釋) 試験に合格しなくとも、それと同じ資格がある者がある。後に述べる。

第四條

(語釋) ○以下單ニ營業ト稱す これからあとではたゞ營業といふ ○管理 一口にいへばとりしまりをする事。此の規則で管理といふのは日常營業所に於て消毒や仕事や其の他一切の營業に關してとりしまりをする事である。

第四條 營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ願出デ許可ヲ受クベシ
管理人若ハ第五號、第七號ノ事項ヲ變更シ相續讓受又ハ營業所ノ移轉、改築、修繕其ノ他ノ變更ヲ爲サムトスルトキ亦同シ 但シ願ニ關係ナキ事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得(ろ)

一 本籍、住所、氏名及生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名及定款ノ寫)

二 管理人ノ本籍、住所、氏名及生年月日

三 屋號

四 營業所ノ所在地

五 業態ノ種別

六 試験合格證書又ハ營業者資格證明書ノ寫(本人又ハ管理人)

美容術營業取締規則

七 營業所の構造仕様書及圖面 竣工落成期日

八 料金額

前項第一號乃至第三號又ハ第八號ノ事項ニ變更アリタルトキハ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ヅベシ

(大意) 美容術營業を新にしたい者、なくなつた人の後をついで營業をしたい者、他人の營業をゆづり受けたい者、管理人を變へたい者、仕事の種類を變へたい者、營業所のつくりを變へたい者、營業所の修繕其の他の變更をしたい者、工事の落成期日を變へたい者は、第四條の一から八までのことを書いた願書を所轄警察署に出して許可を受けねばならぬ。けれども願に關係のないことは書かなくともよい。

また第四條の一、二、三、八の事柄に變更があつたときは五日内に所轄警察署に届をせねばならぬ。

(語釋) ○許可 あることをしてもよいといふゆるし ○事項 ことがら ○變更 かわること ○相續 死んだ人のあとをつぐこと ○讓受 ゆづりうける ○移轉 うつすこと ○改築 つくりかへること ○修繕 こはれたところをなほすこと ○

省略 はぶく ○法人 人間でなくて規則の上で人間と同じやうに認めてゐるもの會社などは法人である ○名稱 なまへ ○代表者 法人に代つていろ／＼きめたりなどする人、會社の社長などは多く代表者である ○定款 法人のしくみなどを定めた書き物 ○業態の種別 美容術の仕事の別 ○試験合格證書 警視廳で作つた試験に合格した證書 ○營業者資格證明書 警視廳で作つた營業の資格があるといふ證書 ○構造仕様書 つくりのかさもの ○圖面 えづ ○工事落成期日 工事のしあがる日。

第五條

第五條 左ノ各號ノ場合ニ於テハ營業ヲ許可セザルコトアルベシ

- 一 精神病患者、癲癇病患者又ハ結核、癩「トラホーム」其ノ他ノ傳染性疾患アル者ニシテ營業者トシテ不適當ト認メタルトキ
- 二 營業所ノ場所不適當ト認メタルトキ
- 三 其ノ他不適當ト認メタルトキ

(大意) 第五條に定めた一、二、三の場合には美容術營業は許さないことがある。
(註釋) ここに定めた一つにあてはまつても許されないことがある。

第六條

(語釋) ○不適當 よくない。

第六條 美容術作業場ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルベシ 但シ土地ノ狀況、建物ノ構造又

ハ業態ニ依リ斟酌スルコトアルベシ

一 床ハ板張又ハ不滲透質ノ材料ヲ用ウルコト

二 周壁ハ床面ヨリ六〇糎以上板張又ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ構造スルコト

三 洗場ハ不滲透質ノ材料ヲ用フルコト

四 採光 換氣ヲ充分ナラシムルタメ適當ナル裝置ヲ爲スコト

(大意) 美容術の作業場の構造は第六條に定めたる一、二、三、四のやうに造らねばならぬ。けれども土地の狀況、建物の構造又は業態によつては少しはこれにちがつても許されることがある。

(註釋) 斟酌するのは所轄警察署でするのである。

(語釋) ○作業場 しごとをするところ ○土地の狀況 土地のやうす ○斟酌 て

かげん ○不滲透質 水などのしみとほらないもの ○周壁 まはりのかべ ○六十

糎以上、六十糎かそれより多く ○採光 あかりをとること ○換氣 新しい空気に

第七條

換へること ○適當 ほどよい ○裝置 つくりたて。

第七條 營業所ノ工事落成シタルトキハ所轄警察署ニ届出テ使用認可ヲ受クベシ

(大意) 美容術營業所の工事が出来上つたときは、所轄警察署に届を出して、使用認可を得なければならぬ。

(語釋) ○使用認可 つかつてもよろしいゆるし、ここで認可といふのは許可と同じ

意味である。

第八條

第八條 營業者ハ家族其ノ他ノ者ニシテ業務ニ従事セシメタルトキハ本人ノ本籍、住

所、氏名及生年月日ヲ具シ五日内ニ所轄警察署ニ届出ヅベシ(一〇)

前項ノ従業者従業セザルニ至リタルトキ又ハ其ノ届出事項ニ異動アリタルトキ亦同

ジ(一〇)

(大意) 美容術營業者は誰でも美容術の仕事につかしたときは本人の本籍、住所、

氏名及生れた年月日を記した届を五日のうちに所轄警察署に出さねばならぬ。

右の従業者が仕事につかなくなつたときや其の届出た事柄にかはりがあつたときも

また届出をせねばならぬ。

第九條

(語釋) ○業務 仕事のこと、ここでは美容術の仕事のことである。○前項 すぐまへのこと。○異動 かはり。

第九條 精神病者、癲癇病者及結核、癩、「トラホーム」其ノ他ノ傳染性疾患アル者ハ美容術ノ作業ニ従事シ又ハ従事セシムルコトヲ得ズ

(大意) 第九條に定められた病氣の者は自分で美容術の仕事に従事してはならぬし、また他人に従事せしめてもいけない。

第十條

第十條 營業者ハ營業所ノ設備其ノ他ニ關シ特ニ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一 營業所ハ常ニ清潔ニ保持スルコト

二 作業ニ必要ナル器具、被布及布片類ハ適當數ヲ備フルコト

三 消毒藥ハ時々取替へ使用シ得ル様ニ相當量ヲ備フルコト

四 適當數ノ唾壺ヲ備フルコト

五 覆蓋アル毛髮容器ヲ備フルコト

(大意) 美容術營業者は營業所の設備其の他に關して特別にこの一から五までのことがらを守らねばならぬ。

第十一條

(註釋) 美容術營業者はここに書いたことの外にもまだ澤山の守らねばならぬことがある。それであるから規則でもことさらに特にと示してゐるのである。

(語釋) ○遵守 したがひまもること。○清潔 きれいのこと。○保持 たもちゐること。○作業 しごとここでは美容術のしごとのことである。○器具 どうぐ。○被

布 うはぎ。○布片類 ぬのきれなど。○適當數 ほどよいかず。○相當量 必要の

量 りやう。○唾壺 たんづばのいれもの。○覆蓋 ふた。

第十一條 美容術ノ作業ニ従事スル者ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一 營業所内ハ時々掃除シ毛髮ハ毛髮容器ニ收容スルコト

二 作業中ハ清潔ナル白布ノ作業衣ヲ着用シ顔面ノ作業ノ際ハ「マスク」ヲ使用スル

コト

三 作業着手前一客毎ニ石鹼ヲ以テ手指ヲ洗滌スルコト

四 頭卷、枕當、蒸タヲル、手拭其ノ他客ノ皮膚ニ接觸スル布片類ハ一客毎ニ清潔

ナルモノト取換フルコト

五 客用ノ被布ハ清潔ナル白布ヲ使用スルコト

第十二條

- 六 客ノ皮膚ニ接觸スル器具ハ一客毎ニ洗滌スルコト
 - 七 消毒藥ハ時々之ヲ取換ヘ使用スルコト
 - 八 客ノ需ニ依ルノ外鼻腔、耳孔ノ剃毛ヲ爲サザルコト
 - 九 酒氣ヲ帶ビテ作業ヲ爲サザルコト
- (大意) 美容術の仕事をする者はこの一から九までのことを守らねばならぬ。
- (註釋) ここに書いてあることは美容術の仕事をする者は何人であつても守らねばならぬ。主人とか徒弟とか助手とかいふ人ばかりではない。
- (語釋) ○收容 入れること ○作業衣 しごとぎ ○顔面作業 かほのしごとをする
 ○洗滌 あらひそそぐこと ○頸卷 くびまき ○接觸 ふれること ○需
 もとめ ○鼻腔 はなのあな ○耳孔 みみのあな ○剃毛 けをそること ○酒氣
 さけのきぶん。
- 第十二條 前條第六號ノ洗滌ハ左ノ各號ノ藥品ノ一ヲ以テ之ヲ爲スベシ(一〇)
- 一 五十倍石炭酸水(日本藥局方防疫用石炭酸二分ニ水九十八分ヲ徐々ニ加ヘ攪拌又ハ振盪シテ製シ使用ノ都度振盪スルコト)
 - 二 五十倍「クレゾール」石鹼水(日本藥局方クレゾール石鹼液二分ニ水九十八分ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シテ製シ使用ノ都度振盪スルコト)

第十三條

- 三 「アルコール」(日本藥局方)
 - 四 炭酸「ソーダ」水(日本藥局方炭酸ソーダ五ヲ)
- (大意) 前の條文の第六番目の洗滌はこの一から四までの藥品の一つを以て之を爲さねばならぬ。
- (語釋) ○日本藥局方 これは藥に關したことをきめた規則である ○攪拌 かきまはすこと ○振盪 ふりうごかすこと ○使用の都度 つかふたび ○溶解 とかすこと。
- 第十三條 皮膚ニ疾患アル客ニ接シタルトキハ前條ノ藥品ノ一ヲ以テ手指ヲ洗滌シ器具、被布、手拭其ノ他頸卷ノ類ハ左ノ各號ニ定ムル方法ノ一ニ依リ消毒スベシ
- 一 藥品消毒(前條ノ石炭酸水又ハクレゾール石鹼水ニ三十分以上浸漬シ置クコト)
 - 二 蒸氣消毒(攝氏百度以上ノ濕熱ニ一時間以上觸レシムルコト)
 - 三 煮沸消毒(沸騰後三十分以上煮沸スルコト)
- (大意) 皮膚に病氣のある客に接したときは前の條文できめた藥の一つを以て手指を

洗滌し、器具、被布、手拭其の他頭巻の類はこの一から三までに定めた方法の一つに依り消毒せねばならぬ。

(語釋) ○浸漬 水などにひたること、ここでは消毒薬にひたることである。

第十四條 前二條ニ定ムル以外ノ藥品又ハ消毒方法ニ依リ洗滌又ハ消毒ヲ爲サムトスルトキハ所轄警察署ノ許可ヲ受クベシ

(大意) 第十二條に定めた薬又は第十三條に定めた消毒方法によらず其の他の薬又は消毒方法に依り洗滌や消毒を爲したいと思ふ者は所轄警察署の許可を受けねばならぬ

第十五條 第十一條ノ遵守事項及料金額ハ營業所ノ賭易キ場所ニ之ヲ揭示スベシ(ろ)

(大意) 第十一條に定めた遵守事項と料金額は營業所の見やすいところに之を揭示せねばならぬ。

(註釋) 遵守事項は主に作業に従事する者に知らせるため、料金額は主に客に知らせるため揭示を要するのである。見やすい場所も此の規則の目的で定めねばならぬ。

(語釋) ○遵守事項 まもるべきことから ○賭易き場所 見やすいところ ○揭示 かけしめすこと。

第十五條

第十四條

第十六條

第十六條 營業者ハ化粧品其ノ他ニシテ衛生上有害ノ虞アルモノハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

(大意) 美容術營業者は化粧品其の他で衛生上有害のある虞のあるものは之を使用してはならぬ。

(註釋) ここには營業者だけについて書いてあるが、其の他の従業者もまた此のやうなものは使用していけないことは明かである。これは第四十四條の説明でわかることと思ふ。

(語釋) ○其の他 器具其の他何でも營業上使用する物はこれを含む ○有害の虞 害のあるおそれ。

第十七條 營業所ハ隨時當該官吏ヲシテ臨檢セシム

營業者ハ前項ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ズ

(大意) 營業所は何時でも役人をして臨檢せしめる。美容術營業者は其の臨檢を拒むことは出来ない。

第十七條

を邪魔することは出来ない。

(語釋) ○隨時 いつでも ○當該官吏 臨檢にあつた役人 ○拒む ことわること。

第十八條

第十八條 營業者ハ當該官吏ノ要求アリタルトキハ合格證書又ハ營業者資格證明書ヲ提示スベシ。

(大意) 美容術營業者は其の任にあつた役人のせいきゆうがあつたときは合格證書か營業者資格證明書を提示せなければならぬ。

(語釋) ○要求 せいきう ○提示 だしてみせること。

第十九條

第十九條 所轄警察署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ營業者、管理人又ハ從業者ニ對シ醫師ノ診斷書ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

(大意) 所轄警察署で必要があると認めたときは美容術營業者、管理人又は從業者に對して醫師の診斷書の提出を命ずることがある。

(語釋) ○診斷書 醫師のからだをみたはんだんのかきもの ○提出 さしだすこと

第二十條

第二十條 左ノ第一號ノ場合ニ於テハ營業者ヨリ第二號ノ場合(法人ニ在リテハ解散

ノ場合)ニ於テハ戶籍法第一百七條ノ規定ニ依ル届出義務者(法人ニ在リテハ清算人)ヨリ五日内ニ所轄警察署ニ届出ツベシ

- 一 廢業シ又ハ休業一ヶ月ニ及ビタルトキ
- 二 營業者死亡シ又ハ所在不明一ヶ月ニ及ビタルトキ

(大意) 次の第一號の場合には營業者から第二號の場合には戶籍法第一百七條の規定で定めた届出義務者から五日以内に所轄警察署に届出せねばならぬ。けれども法人で營業をしてゐるものでその法人の解散した場合は清算人から此の届出をするのである。

- 一 廢業したとき又は休業が一箇月になつたとき
- 二 營業者が死亡したとき又は所在不明が一箇月になつたとき

(語釋) ○解散 法人をなくすることにする ○戶籍法第一百七條の規定に依る届出義務者 戶籍法といふ戶籍のことなどに關して定めた規則の第一百七條で定めた届出をなす義務のある者、戸主、同居者、家主、地主、家屋又は土地の管理人がそれである ○廢業 營業をやめること ○所在不明 ゆくへがわからぬこと。

第二十一條

第二十一條 所轄警察署ニ於テ衛生上其ノ他必要アリト認メタルトキハ營業者又ハ管

理人ニ對シ別段ノ命令ヲ發スルコトアルベシ

(大意) 所轄警察署で衛生上や其の他の必要があると認めるときは營業者又は管理人に對して特に命令を爲すことがある。

(語釋) ○別段 特別。

第二十二條

第二十二條 所轄警察署ニ於テ管理人又ハ從業者不適當ト認メタルトキハ營業者ニ對シ其ノ變更又ハ解雇ヲ命ズルコトアルベシ

(大意) 所轄警察署で管理人又は從業者が適當でないと認めるときは營業者に對して其の管理人を變へることや又は其の從業員の雇をとくことを命ずることがある。

(語釋) ○解雇 やとひをとくこと。

第二十三條

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ノ許可ヲ取消シ又ハ停止ヲ命ズルコトアルベシ

一 他人ニ名義ヲ假スノ事實アリト認メタルトキ

二 工事落成期日ヲ經過シ猶落成セザルトキ

三 使用認可アリタルニ拘ラズ一箇月内ニ開業セズ又ハ引續キ六箇月以上休業シ開

業ノ見込ナシト認メタルトキ

四 衛生、風俗其ノ他公安ヲ害スル虞アリト認メタルトキ

五 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

(大意) ここに定めたことの一つにあたるときは營業の許可を取消し又は營業の停止を命ずることがある。

(註釋) ここに定めたことがあれば、營業者が自分でなしたことでなくとも此の處分を受けることがあるのである。營業者は營業上かかることのないやうにとむる責任があるからである。

(語釋) ○他人に名義を假す 營業の許可を受けた者が實際は營業主でなくて他人を營業主にあたらしむること ○經過 すぐること ○公安を害するの虞 世の中の安全を害するおそれ ○本令に基きて發する命令 此の規則によつて出す命令、第二十一條の命令の如きものである。

第二十四條

第二十四條 營業者所在不明三箇月ニ及ビタルトキハ營業ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ(大意) 美容術營業者の所在が明かでないこと三月になつたときは其の營業の許可は

効力がなくなる。

(語釋) ○營業の許可は其の効力を失ふ。營業の許可は効力がなくなること。此の場合は營業の許可取消とちがつて、役所から何も知らせがなくて効力がなくなるのである。それから後は營業をするにはまた許可を受けねばならぬ。

第二十五條 營業者組合(以下單ニ組合ト稱ス)ヲ設置セムトスルトキハ組合規約及代表者ヲ定メ組合區域内同種營業者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得所轄警察署ヲ經由シ監視應ニ申請シ認可ヲ受クベシ其ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ

(大意) 美容術營業者の組合を設けようとするときは組合の規約と代表者を定めて、其の組合の區域内の同じ營業者三分の二以上の賛成を得、所轄警察署を経て監視應に申請しゆるしを得なければならぬ。其の規約を變へたいと思ふときもまた同じやうな認可を得ねばならぬ。

(語釋) ○營業者組合 營業の組合のこと。ここでは美容術營業の組合を言ふことは勿論である。組合とは二人以上の人が共同して或ることを爲すものをいふ。○組合規約 組合のいろいろのことをきめたもの。○代表者。ここでは組合の代表者のこと。

第二十六條

誰が代表者であるかは組合の規約で定めてゐる。普通組合長が代表者である。○經由へること。○申請。ねがふこと。

第二十六條 組合ノ區域ハ一警察署ノ管轄區域ニ依ルベシ但シ業態、土地ノ狀況其ノ他特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(大意) 組合の區域は一警察署の管轄區域に依るべきである。けれども營業の種類や土地のやうす其の他特別のわけがあるときはこれとちがつてもよい。

第二十七條

(語釋) ○一警察署 一つの警察署。○管轄區域 取締つてゐる場所の區域。

第二十七條 組合區域内ノ營業者ハ組合ニ加入シ其ノ組合ノ秩序ヲ保持スベシ(ろ)

第二十八條

(大意) 組合の區域内に營業してゐる者は、其の組合にはいつて、其の組合の平和に立ちゆくやうにせねばならぬ。

(語釋) ○組合に加入 組合にはいること言葉を換へて言へば組合員となること。○秩序 平和のありさま。○保持 立ちゆかせること。

- 一 組合代表者ノ異動
- 二 組合總會ノ決議
- 三 組合ノ解散

(大意) ここに定めた一から三までの事は十日内に組合の代表者から所轄警察署をへて警視廳に届出ねばならぬ。

(語釋) ○異動 かはつたこと ○組合總會 組合員の皆が會に集つて相談することの出来る會合 ○決議 會合できめたこと ○解散 組合をやめること。

第二十九條 組合ハ其ノ事業成績及收支決算ヲ翌年一月三十一日迄ニ所轄警察署ヲ經由シ警視廳ニ届出ツベシ

(大意) 組合は其の事業成績と收支決算を翌年一月三十一日迄に所轄警察署をへて警視廳に届出ねばならぬ。

(語釋) ○事業成績 仕事したことをまとめ示したもの ○收支決算 金の出入をまとめたもの。

第三十條

第三十條 警視廳ニ於テ取締上必要アリト認ムルトキハ組合ノ認可ヲ取消シ又ハ組合ニ對シ規約若ハ代表者ノ變更其ノ他ノ事項ヲ命ズルコトアルベシ

合ニ對シ規約若ハ代表者ノ變更其ノ他ノ事項ヲ命ズルコトアルベシ

(大意) 警視廳で取締上必要があると認めるときは一度與へた組合の認可を取消したり又は組合に對して規約若しくは組合代表者の變更其の他のことを命ずることがある

第三十一條

第三十一條 營業者聯合組合を設置セムトスルトキハ第二十五條ノ規定ニ準ジ事務所所在地ノ所轄警察署ヲ經由シ警視廳ニ申請シ認可ヲ受クベシ其ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ(ろ)

聯合組合ノ區域ハ警視廳ノ管轄區域ニ依ルベシ(ろ)

業態ニ依リ特別ノ事由アルトキハ其ノ業態ノ區別ニ依リ聯合組合ヲ認可スルコトアルベシ(ろ)

認可シタル聯合組合ニ對シテハ第二十七條乃至第三十條ノ規定ヲ準用ス(ろ)

(大意) 營業者の聯合組合を設けようとするときは第二十五條の規定のやうにしたがつて事務所のあるところの所轄警察署をへて警視廳に申請し認可を受けねばならぬ。其の規約を變へようとするときもまた同じである。

聯合組合の區域は警視廳の管轄區域に依るべきである。けれども營業の仕事の種類

によつては其の種類別によつて聯合組合を認可することもある。

認可した聯合組合に對しては第二十七條から第三十條までの規定を之に準用する。

(語釋) ○聯合組合 二つ以上の組合が集つてつくる組合 ○警視廳の管轄區域 東

京府の區域と同じである ○第二十七條乃至第三十條 第二十七條から第三十條まで

第三十二條 試験ハ毎年一回之ヲ行フ但シ必要ニ依リ臨時試験ヲ行フコトアルベシ

(ろ)

試験ノ出願期限施行期日及場所並試験科目ハ豫メ之ヲ告示ス(ろ)

(大意) 美容術試験は毎年一度之を行ふ。しかし必要があれば臨時に別の試験を行ふこともある。

試験の願出をするとき、試験を施行するとき、試験をする場所及試験をする科目は前以て之を告示する。

(語釋) ○臨時試験 一年に一度行ふ試験でない試験 ○出願期限 願ひ出る時期

○豫め 前もつて ○告示 知らせること。この告示は警視廳で警視廳東京府公報といふものに掲げて知らせるものである。

第三十三條

第三十三條 試験ヲ受ケムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ住所地所轄警察署ヲ經由シ警視廳ニ願出ヅベシ

一 本籍、住所、氏名及生年月日

二 業態ノ種別

三 實地修得ヲ證スルニ足ルベキ書類(修得地所轄警察署長ノ證明アルモノ)

四 戸籍謄本又ハ抄本

五 寫眞(出願前六箇月内ニ撮影シタル名刺型半身無臺紙ノモノ) 二葉(ろ)

(大意) 試験を受けようとする者はここに書いてある一から五までのことをそへて住所のあるところの所轄警察署をへて警視廳に願出するのである。

(語釋) ○實地修得 美容術を實際に修めること ○名刺型 寫眞の大きさ ○半身 身體の上半身のこと ○無臺紙 臺紙のないこと。

第三十四條 試験ヲ受ケムトスル者ハ滿十八歳以上ニシテ滿二箇年以上實地修得ヲ爲シタル者ナルコトヲ要ス(ろ)

(大意) 試験を受けようとする者は滿十八歳以上で滿二年の間美容術を實際に修めた

第三十五條

者でなければならぬ。

第三十五條 試験ハ學科及實地ニ就キ之ヲ行ヒ學科試験ハ筆記及口述トシ左ノ科目ノ全部又ハ一部ニ付キ之ヲ行フ但シ必要ニ依リ學科試験ハ筆記又ハ口述ノ一ヲ以テ行ヒ實地試験ハ之ヲ省略スルコトアルベシ

- 一 美容術ニ關スル生理衛生及傳染性疾病ノ大意
- 二 消毒方法
- 三 美容材料品ノ大要
- 四 美容術營業ノ關係法令

(大意) 試験は學科と實地に就いて之を行ひ、學科の試験は筆記と口述とし、ここに書いてある一から四までの科目の全部か又は一部に付いて之を行ふ。しかし必要によつては學科の試験は筆記か口述の一つだけで之を行ひ、また、實地試験は之を行はないことがある。

第三十六條

第三十六條 試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ付與ス
(大意) 試験に合格した者には合格證書をあたへる。

第三十七條

第三十七條 受験者ハ試験場ニ於テハ總テ試験係員ノ指示ニ從フベシ
受験者試験ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ試験ヲ停止シ又ハ其ノ試験ヲ無効トス
合格證書付與ノ後ニ於テ前項ノ事實アリト認メタルトキハ其合格ヲ取消シ合格證書ハ之ヲ返納セシム

(大意) 試験を受ける者は試験場では、すべて試験の係の人のさしづに從はねばならぬ。

試験を受ける者が試験に關して正しくない行があつたときは、その試験を受けることをやめさせ又は其の試験が効力がないものとする。

試験の合格證書を與へた後で右のやうな正しくない行があつたことを認めたとときは其の合格を取消して合格證書は之を返納せしむる。

(語釋) ○不正の行爲 正しくない行ひ ○試験を停止す 試験を受けることをやめさせる ○試験を無効とす 試験を受けたことが効力ないものとする ○前項の事實 すぐ前に書いた事實、即ち試験に關して正しくない行があつたこと ○合格を取消す 合格しなかつたこととする

第三十八條

第三十八條 他ノ廳府縣ニ於テ試験ニ合格シ又ハ之ト同一ノ資格ヲ取得シ第三十四條ノ規定ニ適合スル者ニ對シテハ審査ノ上營業者資格證明書ヲ付與ス
營業者資格證明書ハ合格證書ト同一ノ效力ヲ有ス

(大意) 他ノ廳府縣で試験に合格した者又は試験に合格した者と同じ資格を得た者で第三十四條の規定にあてはまる者には審査の上營業者資格證明書を與へる。
營業者資格證明書は合格證書と同じ效力がある。

(語釋) ○他の廳府縣 北海道廳、大阪府、神奈川縣のやうな警視廳以外の役所のこと
○之と同一の資格 他ノ廳府縣で試験に合格したと同じ資格 どういふことがそれにあたるかは其の廳府縣の規則に依つて定まつてゐる ○審査 しらべ考へること、試験と似たやうなものである ○同一の效力 同じ力

第三十九條

第三十九條 前條ノ規定ニヨリ營業者資格證明書ノ付與ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ住所所轄警察署ヲ經由し警視廳ニ願出ヅベシ

- 一 本籍、住所、氏名及生年月日
- 二 業態ノ種別

三 履歷書

四 實地修得ヲ證スルニ足ルヘキ書類 (修得地所轄警察署長ノ證明アルモノ)

五 他ノ廳府縣ニ於ケル合格證書又ハ之ニ代ルベキモノ、寫

六 戶籍謄本若ハ抄本

七 寫眞 (出願前六箇月内ニ撮影シタル名刺型半身無臺紙ノモノ) 二葉

(大意) 第三十八條の規定に依つて營業者資格證明書を得たいと思ふ者はこゝに定める一から七までのことを具して住所のあるところの所轄警察署をへて警視廳に願出をせねばならぬ。

第四十條

第四十條 合格證書又ハ營業者資格證明書ヲ滅失若ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ寫眞 (出願前六箇月内ニ撮影シタル名刺型半身無臺紙ノモノ) 二葉ヲ添附シ警視廳ニ再交付ヲ願出ヅベシ

(大意) 合格證書又は營業者資格證明書を滅失したり毀損したりしたときは其のわけを具して願出の前六ヶ月のうちにつした名刺型の半身無臺紙の寫眞二枚をそへ警視廳に再交付を願出ねばならぬ。

第四十一條

(語釋) ○滅失 なくすること、なくするわけは何でもよい。火事で焼いてしまったことでも、外出中うしなつたことでも ○毀損 こはすこと。證書の形はあつても、文字がわからないやうになればそれも毀損である。

第四十一條 第八條、第九條、第十五條、第十六條、第十七條第二項、第十八條ノ規定及其罰則並第四十四條ノ規定ハ之ヲ管理人ニ準用ス

(大意) 第八條、第九條、第十五條、第十六條、第十七條第二項、第十八條の規定及其の罰則並に第四十四條の規定は之を管理人に準用する。

(註釋) ここに掲げた規定は管理人にも之を用ふる。管理人は營業者ではないが、重要な立場にある者であるから、規則の上ではここにあげた規則は營業者と同じやうに管理人にも、之を用ふるのである。

(語釋) ○第十七條第二項 第十七條の二番目に書いてあること。營業者は前項の臨檢を拒むことを得ず、といふのがそれである ○其の罰則 第八條、第九條、第十五條、第十六條、第十七條第二項、第十八條の規定に反した場合に罰する定め。第四十三條に定めてゐる拘留又は料料に處することである ○準用 用ふること。もともと

第四十二條

或るものを用ふるために定めたものを、都合上他のものを用ふるといふ場合に準用といふのである。

第四十二條 第三條乃至第二十四條ノ規定及其罰則並第四十四條ノ規定ハ美容術ヲ營業トセザルモ之ヲ業ト爲ス者ニ準用ス(ろ)

(大意) 第三條から第二十四條までの規定と其れに關する罰則、それから第四十四條の規則は美容術を營業としなくとも、之を業とする者に準用する。

(註釋) 美容術を營業としなくとも之を業とする者は、美容術營業とあまり區別をせず取締る必要があるから、此の規則では、ここにあげた規定をその者に用ふることにしたのである。言葉を換へて言へば、ここに定めた規定を守らねばならぬことに於ては美容術營業者も、美容術を營業とせず單に之を業とする者も同じなのである。

(語釋) ○美容術を營業とせざるも之を業とする者 營業といふことは、くらしをするために、同じことを、くりかへしすることである。これは前に述べたことである。業といふことは、ただ同じことをくりかへしすることである。それであるから、美容術を營業とせざるも之を業とする者とは、美容術をして自分で料金を貰ひ、くらしを

たてる普通の美容術業者でなくて、ただ美容術の業だけをする者であるといふことになる。料金を取らずに美容術を常にする者や工場や會社に雇はれて常に美容術をする者などが之れである。

第四十三條

第四十三條 第三條、第四條、第七條乃至第十六條、第十七條第二項、第十八條、第二十條ノ規定ニ違反シタルトキ、又ハ第十九條、第二十一條乃至第二十三條ノ規定ニ基ク命令ニ違反シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

(大意) 第三條、第四條、第七條から第十六條まで、第十七條第二項、第十八條、第二十條の規定に違反したとき、または第十九條、第二十一條から第二十三條までの規定によつて發する命令に違反したときは拘留か科料の處分をする。

(註釋) 此の罰は業者ばかりでなく、業者でない業者、管理人、其他の従業員もまた罰せられることがある。

(語釋) ○違反 規則で定めたことにそむいて或ることをしたりしなかつたりすること ○拘留 拘留場に留め置く罰であつて、その日數は一日から三十日未滿までのうちで定められる ○科料 金錢を取られる罰であつて、その額は十錢から二十圓未滿

第四十四條

までのうちで定められる。

第四十四條 業者ハ其ノ戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ズ
業者法人ナルトキハ本令ニ規定スル業者ニ對スル罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

(大意) 業者は其の戸主、家族、同居者、雇人其他の從業者が其の業務に關して此の規則又は此の規則に依つて發する命令に違反したときはそれが自分の指揮でなされたものでないからといつて罰をされることを免ることは出来ない。業者が法人でやつてゐるときは此の規則で規定する業者に對する罰則は之れを法人の代表者に適用する。

(註釋) 此の規定は管理人にも、美容術を業とせざるも之を業と爲す者にも用ひられる。第四十一條及第四十二條を見ればわかる。

(語釋) ○戸主 戸籍の上でいふ家の主 ○家族 戸籍の上でいふ家の者で戸主でな

い人 ○同居者 實際に同じところに居る者 ○業務に關し、美容術に關し ○自己の指揮に出でざるの故を以て、自分のさしづしに出たのでないからとて ○處罰 罰せらるゝこと。

附 則

○附則 附則といふのは規則の本文につけて定めたものである。けれども實際の多くの規則は本文になるやうなことを附則といふところに定めてあるものもあるしするから はつきりした區別はつかない。それ故特別に考へる必要はない。

第四十五條

第四十五條 本令は昭和五年七月十日より之を施行す。

(大意) 此の規則は昭和五年七月十日から之を施行する。

(語釋) ○施行す 規則として實際に行ふこと。

第四十六條

第四十六條 昭和二年六月警視廳令第三十號美容術營業取締規則ハ之ヲ廢止ス

(大意) 昭和二年六月に警視廳令第三十號で定めた美容術營業取締規則は之を廢止する。

(註釋) 之れは新に規則が定められたから廢止したのである。廢止とはなくすること

第四十七條

第四十七條 第三條第一項ノ規定ハ昭和五年九月三十日迄之ヲ適用セズ

(大意) 第三條第一項の規定は昭和五年九月三十日迄之を適用しない。

(註釋) 第三條第一項といふのは管理に關することである。これはすぐ守らねばならないとすれば實際上困難であるからのばしたのである。

第四十八條

第四十八條 第三條第二項ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ二以上ノ營業所ヲ經營スル者ニ付昭和六年十二月三十一日迄之ヲ適用セズ

(大意) 第三條第二項の規定は此の規則施行の際、二つ以上の營業所を經營する者に付て昭和六年十月三十一日迄之を適用しない。

(註釋) これも前の條文と同じやうな氣持で定められたのである。

第四十九條

第四十九條 本令施行ノ際現ニ許可ヲ受ケ營業ヲ爲ス者ニシテ昭和五年九月三十日迄ニ本籍、住所、氏名、生年月日、營業所所在地、業態ノ種別及料金額ヲ具シ寫眞(届出前六箇月内ニ撮影シタル名刺型半身無臺紙ノモノ)ニ葉ヲ添附シ所轄警察署ヲ經由シ警視廳ニ届出デタル者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ届出ヲ爲シタル者及本令施行後昭和五年九月三十日迄ニ營業ノ許可ヲ受ケ同日迄ニ前項ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲シタル者ニ對シテハ營業者資格證明書ヲ付與ス營業者資格證明書ハ合格證書ト同一ノ效力ヲ有ス

(大意) 此の規則施行の際許可を受けて營業を爲してゐる者で昭和五年九月三十日までに本籍、住所、氏名、生年月日、營業所所在地、業態の別及料金額を書き届出前六箇月内にうつした名刻型半身無臺紙の寫眞二枚をそへ所轄警察署をへて警視廳に届を爲した者は此の規則で許可を受けた者と看做す。

右の届を爲した者と此の規則施行後昭和五年九月三十日までに營業の許可を受け同日までに右の規定のやうにして届を爲した者に對しては營業者資格證明書を與へる。營業者資格證明書は合格證書と同じ效力がある。

(註釋) この規定は、規則の施行のとき營業してゐる人やすぐ營業する人に對し、試験に合格しなければ營業が出来ないとすれば實際上氣の毒であるからといふので、こゝういふ人は一定の届をして營業者資格證明書を與へらるれば、試験に合格して營業してゐる人と同じやうに、規則の上で認めようとして定められたのである、此の規定に

よつて認められた人を、世間では既得權者と言つてゐる。

第五十條 營業者死亡シ又ハ入營シタルトキ同居ノ戸主又ハ家族ニシテ引續キ其ノ營業所ニ於テ營業ヲ爲サムトシ營業者ノ死亡又ハ入營後十日内ニ第四條第一號第三號乃至第五號及第八號ノ事項ヲ具シ所轄警察署へ願出デタルトキハ當分ノ間第三條ノ規定ニ拘ラズ期限ヲ附シ營業ヲ許可スルコトアルベシ(五)

前項ノ規定ハ昭和五年七月十日ヨリ之ヲ適用シ營業願出ノ期間ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ算ス(五)

(大意) 營業者が死亡したとき又は入營したとき同居の戸主又は家族が引續いて其の營業所で營業を爲したいと思ひ、營業者が死亡し又は入營した後十日のうちに第四條第一號、第三號から第五號まで及第八號の事項を具し所轄警察署に願出たときは當分の間第三條の規定に拘はらなく期間を附して營業を許可することがある。

右の規定は昭和五年七月十日より之を適用し、營業願出の期間に付ては此の規則施行の日より之を算へる。

(註釋) 此の規定に依つて許可された者は、他の資格を得ない限り、他の營業の管理

人となることは出来ない。

(語釋) ○入營 軍人として軍隊に入ること ○當分の間 しばらくの間 ○第三條の規定に拘らず 第三條で定められたことにはあてはまらなくとも ○期限を附し 何時までといふ限りをつけて、期限を附して營業を許可するとは、何年何月何日まで營業を許可すといふやうな許可の仕方である。

第五十一條

第五十一條 東京府内ニ於テ昭和五年七月九日以前ニ美容術ノ業務ニ従事シ滿七箇年(以上實地修得ヲ爲シタル者ニシテ營業ヲ爲サムトシ 第四條第一號第三號乃至第五號、第七號及第八號ノ事項並ニ實地修得ヲ證スルニ足ルベキ修得地所轄警察署長ノ證明書ヲ具シ所轄警察署ニ願出デタルトキハ當分ノ間第三條ノ規定ニ拘ラズ考査ノ上營業ヲ許可スルコトアルベシ(ろ)

前項ノ考査ハ警視廳ニ於テ之ヲ行フ(ろ)

(大意) 東京府内で昭和五年七月十日以前に美容術の仕事に従事したる七ヶ年以上實際に修得した者で營業をしたいと思ひ規則第四條第一號、第三號から第五號、第七號及第八號の事柄、及實地修得を證することの出来る修得地所轄警察署長の證明書を具

し所轄警察署に願出をしたときは、當分の間第三條の規定に拘らなく考査の上營業を許可することがある。

右の考査は警視廳で之を行ふ。

(註釋) 此の規定に依つて許可された者は、他の資格を得ない限り他の營業の管理人となることは出来ない。ここで定めた七ヶ年以上の修得は、東京府内でなしたものでなければ駄目で、他の廳府縣でなしたものは計算に入れないと解されてゐる。

此の規定に依る考査は警視廳で行ふが、營業の許可は警察署でなすのである。

第五十二條 本令施行前結髪又ハ美顏術ノ業務ニ従事スル者ニシテ昭和八年施行スベキ試験ニ限リ試験期日迄ニ滿一箇年以上ノ實地修得ヲ爲シ且滿十七歳ニ達スル者ニ對シテハ第三十四條ノ規定ハ之ヲ適用セズ(ろ)

(大意) 此の改正した規定を施行する前、結髪又は美容術の業務に従事する者で、昭和八年施行すべき試験に限りて試験期日迄にまる一ヶ年以上實地修得を爲し、まる十七歳になる者に對しては第三十四條の規定は之を適用しない。

(註釋) 本條で本令施行前といふのは、今迄のうちで説明したやうな此の規則施行前

第五十二條

といふのとは意味がちがふ。それは本條は後でつけ加へた規定で、そのつけ加へたものについていふのである。故にわかり易く言へば、ここで本令施行前といふのは、此の改正した規定を施行する前といふことになる。

此の規定は昭和七年に改正されたとき、つけ加へたもので、昭和八年施行の美容術試験を受ける結髪又は美顔術の業務に従事した者だけに關するものである。

第五十三條 本令施行前警視廳ニ於テ付與シタル合格證書又ハ營業者資格證明書ハ其種別ニ拘ラズ本令ニ依ル合格證書ト同一ノ效力ヲ有ス(ろ)

(大意) 此の改正した規定を施行する前警視廳で與へた合格證書又は營業者資格證明書は其の種別はどれであつても、此の規則に依る合格證書と同じ效力がある。

(註釋) 本條も規則の改正でつけ加へられたものである。改正する前は、美容術試験は第一種、第二種、第三種といふ三種の種別があつて、その合格の效力は合格した種類のものに應じただけしか生じなかつたのである。それを改正して、此の種別をなくしたため將來試験に合格すれば、どの種類の美容術の業務に關しても效力があることとなつた。それであるから、此の規則改正の前試験に合格し合格證書を與へた者に對

第五十三條

しても、また、それと同じ資格のある營業者資格證明書を與へたものに對しても、その種類はどれであつても、どの美容術の業務に關しても效力があることとしたのである。

第五十四條 本令施行ノ際現ニ第四十二條ノ業ヲ爲ス者ニ付テハ第三條乃至第八條、第十八條、第二十條、第二十二條乃至第二十四條ノ規定ハ昭和八年八月三十一日迄之ヲ準用セズ(ろ)

(大意) 此の改正した規則を施行する際に第四十二條で定めた業を爲す者に付ては第三條から第八條まで、第十八條、第二十條、第二十二條から第二十四條までの規定は昭和八年八月三十一日迄は之を適用しない。

(語釋) 此の規定も規則改正に依つて、つけ加へられたものである。規則を變へて、すぐそのやうにせねばならぬとすれば、實際上困難であるからといふので、ここにあげてある規定だけは昭和八年八月三十一日迄は之れを用ひないこととしたのである。

第五十四條

二、結核豫防に關する規則

第一 結核豫防に關する規則は次の三つがある。

- (一) 結核豫防法
- (二) 結核豫防法施行規則
- (三) 結核豫防法施行細則

結核豫防法といふのは、大正八年三月法律で定められた規則である。法律といふのは、帝國議會の議をへて、天皇陛下が直接に御定めになつた規則である。

結核豫防法施行規則といふのは結核豫防法を施行するために、大正八年十月に内務省で定めた規則である。

結核豫防法施行細則といふのは、右二つの規則を施行するために大正九年十月に警視廳で定めた規則である。

これら三つの規則は同じ結核を豫防するための同じ目的を有してゐるもので、三つ

が一緒になつてゐるものと思つてよい。ここで説明するにも、三つを區別せず、美容術業務に關係のあるやうな點だけの要領を述べるに止めて置く。

第二 結核豫防に關する規則で、結核といふのは肺結核か喉頭結核であつて病毒がうつる危険があるものをいふのであつて、すべての結核に關するものではない。

肺結核や喉頭結核が如何なる病氣であるか、如何におそるべきものであるかは、他の學科で容易に知り得ることであるから、ここには説明は省く。

結核豫防に關する規則は、前に一言した通り此の肺結核と喉頭結核の豫防を圖ることを目的とするもので、美容術の業務に關係のある者ばかりを取締るのでなく廣く一般の人をも取締るものである。

第三 結核豫防に關する規則のうち、美容術の業務に關係してゐる人の特に必要と思はれるところは次のものである。

- (一) 内務省が警視廳で必要があれば従業者の健康を診斷することがある。診斷を命ぜられた者は、定められた場所に行つて診斷を受けねばならぬ。これに反すると處罰されることがある。

- (二) 内務省が警視廳で病毒がうつる危険があると認めるときは、業務に従事することを禁ずることがある。その禁止に反すると處罰される。
- (三) 内務省が警視廳で結核豫防上必要があると認めれば、いろいろの施設其他を命ずることがある。その命令に反すると處罰される。
- (四) 營業所に水類を容れた適當数の唾壺を置かねばならぬ。その数が少なかつたり、置く場所が適當でなかつたりすれば警察署で必要の命令を發する。これに反すれば處罰される。
- (五) 唾壺内の痰唾は消毒した後でなければ捨ててはならぬ。これに反すれば處罰される。
- (六) 唾壺のあるところでは、唾壺の外に痰や唾をしてはならぬ。これに反すれば處罰される。
- (七) 唾壺内の唾や痰の消毒は次のやうにせねばならぬ。
鹽酸を加へた石炭酸水(防疫用石炭酸五分、鹽酸一分、水九十四分の割合で造つたもの)を唾壺内にある水と同じ量だけ加へ、二時間以上過ぎてから便所などへ捨てる。

(八) 醫者が結核の患者を診断したとき又は其の死體を檢察したときは、結核豫防に關して指圖することがある。この場合には之に従はねばならぬ。これに反すれば罰せられる。

尙内務省や警視廳で右述べたやうなことを爲す場合には、實際は大抵警察署で命を受けて爲すのである。

三、「トラホーム」豫防に關する規則

第一「トラホーム」豫防に關する規則は次の三つがある。

- (一) 「トラホーム」豫防法
 - (二) 「トラホーム」豫防法施行規則
 - (三) 「トラホーム」豫防法施行細則
- 「トラホーム」豫防法は大正八年三月に法律で定められた規則である。
「トラホーム」豫防法施行規則といふのは、「トラホーム」豫防法を施行するために、

「トラホーム」豫防に關する規則

大正八年八月に内務省で定めた規則である。

「トラホーム」豫防法施行細則といふのは、右二つの規則を施行するために大正九年五月に警視廳で定めた規則である。

これら三つの規則が同じ「トラホーム」を豫防するために出来てゐるものであることは、結核豫防に關する三つの規則の關係と同じやうなものである。

第二「トラホーム」が如何なるものであるかは他の學科で容易に知り得ることであるから、その説明は省く。

「トラホーム」豫防に關する規則は、結核豫防に關する規則と同じやうに、廣く一般の人を取締る規則であつて、美容術の業務に關係してゐる人ばかりを取締るものではない。

第三 ここには美容術の業務に關係してゐる人に特に必要と思はれるやうなことだけを説明するに止めて置く。次の通りである。

(一) 内務省か警視廳で必要があれば、従業者の檢診を行ふことがある。檢診といふのは「トラホーム」患者であるかどうかを調べることである。檢診の場合

は定められた場所に行つて檢診を受けねばならぬ。これに反すると處罰されることがある。

(二) 内務省か警視廳で必要があれば、業務に従事することをとめることがある。これに従はない者は處罰されることがある。

(三) 内務省か警視廳で必要があれば「トラホーム」豫防上いろいろの施設其他を命ずることがある。

(四) 「トラホーム」を檢診した醫者、役所の係員などは「トラホーム」患者又は其の保護者に對し消毒其他「トラホーム」豫防の方法を指圖することがある。其の指圖を受けた者は、これに従はねばならぬ。これに反すれば處罰されることがある。

尙内務省や警視廳で右述べたやうなことを命ずる場合には、實際は大抵警察署で命を受けて爲すのである。

四、癩豫防に關する規則

癩豫防に關する規則の主なるものは、(一)明治四十年三月に法律で定められた癩豫防法といふのと、(二)明治四十年七月に内務省で定められた癩豫防法施行規則といふの
とがある。

癩豫防法が本の規則で、癩豫防法施行規則は、その施行を目的として定められたものである。

癩豫防に關する規則も一般の人を取締る目的で定められたもので、美容術業務に關係ある人ばかりを取締るものではない。

癩豫防に關する規則のうち、美容術業務に關係ある主なる點を述べれば次の通りである。

- (一) 警察署では癩又は其の疑ありと認められた者に對し檢診を行ふことがある。
- (二) 内務省が警視廳で必要があれば、業務に従事することをとめることがある。

これに従はない者は處罰される。

- (三) 内務省が警視廳で必要があれば、古着、古蒲團、古本、紙屑、襪、襪、飲食物その他の物で病毒に汚染したりその疑あるものは賣買、授受をとめたり、消毒を命じたり、廢棄を命じたりすることがある。これに反すれば處罰される。

- (四) 醫者が癩患者を診斷したときは、患者及家人に消毒其の他の消毒方法を指圖する。

- (五) 癩と診斷された者又は其の親族の者は警察署の指定した醫者の檢診を求むることが出来る。

尙ここに述べた内務省や警視廳で命令などを爲す場合には、實際の事務は大抵警察署で行ふものである。

昭和九年四月五日印刷
昭和九年四月十日發行

標準美容學

【定價 壹圓五十錢】

編纂者兼
發行者

東京美容術組合聯合會
代表者 莊 司 岩 三 郎

印刷者

石川喜代作

印刷所

東京市小石川區諏訪町五六番地
常磐印刷所

不許
複製

發行所

東京市丸ノ内時事新報社内

東京美容術組合聯合會

終